

淨化槽推進室

1. 浄化槽の設置整備・維持管理の現状

(1) 浄化槽の設置整備の現状

汚水処理人口普及率は、平成 27 年 3 月末現在で 89.9%であるが、人口 100 万人以上の大都市では 99.5%であるのに対して、人口 5 万人未満の中小市町村では 77.5%にとどまっており、地域格差が顕著となっている。

浄化槽は、一般に、中小市町村に多い人口散在地域において、少ない費用で短期間に設置できる特長を有する、効率的な汚水処理のシステムである。また、汚水処理施設の未整備地域には、人口減少等により、現在は人口密度の高い地域であっても、将来は人口密度が低い状況になり得る地域も多く存在する。このため、個別分散型施設であることから比較的容易に地域の計画を適正規模に変更できる浄化槽は、今後の汚水処理システムの普及の観点から、その役割はますます大きくなっていくものと考えられる。

また、浄化槽は、低コストかつ短期間で設置できる個別分散型施設としての特性を生かした防災対策・災害対応等の役割にも期待されている。

(2) 浄化槽の維持管理の現状

平成 17 年度の浄化槽法改正等による浄化槽を取り巻く環境の変化により、浄化槽は生活環境の保全及び公衆衛生の向上への寄与という点で、下水道と同等の生活排水処理施設と認知されるようになった。しかしながら、平成 12 年より原則新設禁止となった単独処理浄化槽が未だに浄化槽の全設置基数のうち約 54%（平成 27 年度末時点）を占め、浄化槽法第 11 条の定期検査の受検率が全国平均で約 39.4%（平成 27 年度末時点、合併処理浄化槽に限れば約 58.3%）という現状である。このため、浄化槽の整備促進や適正管理の確保の観点から、単独処理浄化槽の転換促進を始めとする浄化槽の更なる整備促進の方策や、法定検査の受検率向上を始めとする維持管理体制の強化に向けた普及啓発・促進方策について検討する必要がある。

2. 平成 29 年度整備関連予算について

(1) 概要

平成 29 年度の浄化槽整備関連予算として、環境省の循環型社会形成推進交付金（平成 28 年度第二次補正予算含む）は、前年度比約 112%である約 94 億円が計上されるとともに、内閣府の地方創生推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）に約 1,000 億円の内数が計上されたところである。また、平成 29 年度より新たに二酸化炭素排出抑制事業費等補助金で 10 億円が予算計上された。各都道府県においては、これらの交付金等について、その特徴や地域特性を考慮し、積極的に活用するよう管内市町村への周知等、御協力をよろしく願います。

特に浄化槽に加え、公共下水道、集落排水施設の整備を併せて実施する市町村においては、汚水処理施設の効率的な整備を図る観点から地方創生推進交付金を積極的に活用するよう周知いただきたい。

(2) 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し等

① 市町村設置型事業に係る助成内容の要件緩和、見直し

以下について交付金の要件緩和、見直しを図り、地域の実情に合った支援制度となるよう実施要綱の改正を行った。

・広域連携による市町村設置型の基数要件緩和【市町村設置】

市町村設置型の基数要件（年 20 戸以上）について、広域連携※を実施する場合、構成市町村全体で適用し、市町村設置型の新規導入を促すとともに、既に市町村設置型を実施している市町村の運営管理効率化を図る。

※（地方自治法に基づく「協議会」、「機関等の協同設置」、「事務の委託」又は「事務の代執行」による連携）

② 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）の創設

家庭用の小型浄化槽の低炭素化は、近年の高効率ブロワの普及等により急速に進んでいる一方、集合住宅等に設置されている大型浄化槽は、処理工程上で機械設備（ブロワ、水中ポンプ、スクリーン等）が必要となるが、これらの低炭素化への対応が遅れている。既設の大型浄化槽の機械設備を省エネ改修することにより、温室効果ガスの排出削減に大きく寄与するとともに、老朽化した浄化槽の長寿命化を図ることを目的として平成 29 年度より、101 人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省 CO2 型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修費について補助を行う。

- ・事業実施期間：平成 29 年度～平成 33 年度
- ・助成率：1/2
- ・補助対象：地方公共団体、民間団体

(3) 循環型社会形成推進交付金について

廃棄物等の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、廃棄物・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金」を平成17年度に創設し、平成29年度予算においては予算額約350億円、うち浄化槽分約84億円、別途平成28年度第二次補正予算で10億円を計上したところである。この制度では、交付の対象となる地域は人口5万人以上又は面積400㎢以上の計画対象地域を構成する市町村となっているが、沖縄、離島、奄美諸島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積に関わらず対象としているところである。

また、当該交付金は循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象としているが、複数の施設ではなく、1施設（例えば浄化槽）のみでも対象としているところである。

当該交付金は市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5か年）に基づき実施される事業の費用に交付する仕組みとなっているが、浄化槽設置整備のみの計画については、従来 of 生活排水処理基本計画をもって地域計画に代わるものとして取り扱っているため、御留意頂きたい。

※平成28年度から以下の事業を創設し、助成対象としているので積極的に御活用頂きたい。

- ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業
- ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）平成29年度予算額【単位：百万円】

平成28年度	平成29年度	対前年度比
予算額	予算額	(%)
(8,924)	(9,039)	(101.3)
8,421	8,421	100.0

注：上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

注：上記の他に平成28年度第二次補正予算（10億円）を計上

また、循環型社会形成推進交付金においては、新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用を助成する「計画策定調査費」についても、活用することができる。

(4) 地方創生推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）について

地方創生推進交付金は、「改正地域再生法」に基づき地方公共団体が作成する「地域再生計画」に対する支援措置である。平成17年度から実施されてきた地域再生基盤強化交付金から再編されたものであり、平成28年度からは地方創生を深化するため、「地方版ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した自治体が、官民協働・地域間連携・施策間連携等による先導的な事業を「地域再生計画」に記載して認定を受けた場合、交付金を活用することができる。平成 29 年度は約 1,000 億円が内閣府に計上されている（浄化槽整備分はその内数となる）。

本交付金には、道整備交付金（市町村道、広域農道、林道）、汚水処理施設整備交付金（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）、港整備交付金（港湾施設、漁港施設）という、類似施設を総合的に整備する事業に対して交付を受けすることができる 3 種類の交付金がある。地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付を受けようとする自治体は、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、例えば、「まちづくり」や「定住促進」などの施策の一環として、「生活排水処理」を位置づけるとともに、公共下水道と浄化槽など 2 種類以上の汚水処理施設を組み合わせる事業を地域再生計画に記載し、内閣府に提出し、認定を受けることにより本交付金の支援対象となる。

浄化槽整備の場合、助成対象、助成率などは、循環型社会形成推進交付金と基本的に同じであるが、本交付金では、実施にあたって施策効果を高めるためソフト事業との連携が期待されている。

本交付金のメリットとして、年度間での事業量変更や他の施設への交付金の充当が一定の範囲内で簡便にできるという点や、単年度ごとの国・地方の負担割合の調整が可能であり、各施設における交付金の充当率は計画期間全体で所定の割合となるよう調整することができるという点がある。

内閣府ホームページに交付要綱・要領などの関連資料が掲載されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>

また、地域再生計画策定にあたっては、内閣府地方創生推進室において事前相談を随時受け付けている。

各都道府県においては、浄化槽整備にあたって本交付金を積極的に活用頂けるよう、本制度の管内市町村への周知等、御協力をよろしく願います。

（５）東日本大震災復興交付金について

東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のための事業に対し、復興交付金による助成制度が創設され、基幹事業の一つとして浄化槽の復興事業も対象となっている。

復興交付金事業は、毎年度の事業実施に対し助成を行う「単年度事業型」と各市町村において復興事業実施のための基金造成に対し助成を行う「基金造成型」がある。詳細な事業要件等については、復興庁から既に通知されている制度要綱・事業要綱により確認されたい。（平成 32 年度まで継続）

3. 浄化槽の普及促進に向けた取組

今後の汚水処理施設の整備は中小市町村が中心となる中で、浄化槽は効率的に整備することが可能な汚水処理施設であると言えるが、これらの地域において、浄化槽の整備を面的に進めるためには、自治体による積極的な取組が不可欠である。

(1) 浄化槽整備計画の策定について

① 3省統一の都道府県構想策定マニュアルについて

適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を行っていくための「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を国交省、農水省とともに平成26年1月に公表した。このマニュアルでは、今後本格的に人口減少が進み、居住の地域的偏在や世帯構成など居住形態の変化が見込まれることを踏まえ、地区ごとに今後の人口動態・分布の見通しや既存汚水処理施設の設置状況を考慮しつつ、当該地区に最も適した効率的かつ適正な整備手法となるよう検討し、平成26年度以降に都道府県構想の早急な見直しを行うことを求めている。環境省としては、このマニュアルが活用され、地域の実情を踏まえた上で、浄化槽が整備手法として適する地域において、積極的にその導入が進むことを期待している。

各地方公共団体におかれては、当該マニュアルを踏まえた都道府県構想の見直しと汚水処理整備の推進に関する取組を10年概成に向け加速させるようお願いする。

<参考>

浄化槽サイト_持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルについて
<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/prefectures/manual.html>

② 浄化槽整備区域の設定の必要性

今後の汚水処理施設の整備の中心は人口の少ない地域であり、効率的な汚水処理を行っていく上で、浄化槽の果たすべき役割がますます重要になっている。しかしながら、全国で策定されている汚水処理施設の整備構想において、浄化槽により汚水を処理する区域を、下水道、農業集落排水施設等で処理する区域以外という消極的な設定としている状況がみられる。計画的に汚水処理の整備を推進していくにあたって、浄化槽の特性を活かし、汚水処理施設の未整備の早期解消に向け、浄化槽の整備区域を積極的に設定することが重要である。

なお、浄化槽整備区域の設定に関連しては、以下の点に留意されたい。

- ・一般廃棄物処理計画のうち、「生活排水処理基本計画」及び「生活排水処理実施計画」においては、集合処理と個別処理のそれぞれの特長を生かした計画を策定することとなっている。このため、状況に応じて適宜見直すことが重要であり、それらとともに浄化槽整備計画についても策定や見直しが必要となる。

<参考>

H 2. 10. 8 衛環 200 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

3 省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を参考に浄化槽整備区域の設定・見直しを行う。

- ・ 参考浄化槽サイト_生活排水処理施設整備計画策定の支援ソフト

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/manual.html>

③ 市町村設置型事業の推進

都道府県構想や生活排水処理計画に基づき、汚水処理施設として浄化槽を導入する場合の整備手法としては、個人（住民）が浄化槽を設置して維持管理を行う個人設置型と、市町村が主体となって浄化槽を設置し維持管理も行う市町村設置型がある。市町村においては、住民の意向等の地域ニーズを踏まえ、水環境の保全や市町村財政等を総合的に勘案した上で、「個人設置型」と「市町村設置型」のいずれかにより浄化槽の整備を進めることとなる。

市町村設置型を推進する浄化槽市町村整備推進事業は、住民の設置時や維持管理における金銭的な負担や手間を軽減することから、浄化槽整備の普及促進が見込まれるとともに、維持管理の適正化も期待される。また、都道府県構想の見直しに基づき集合処理から浄化槽に見直された区域において、見直し前の集合処理と同等の公共サービスを提供し、かつ早期概成を進める上で、浄化槽市町村整備推進事業は極めて有効なツールであると考えている。各地方公共団体におかれては、浄化槽の普及推進及び維持管理の適正化に向けて効果的な施策である浄化槽市町村整備推進事業が市町村において積極的に実施されるよう、御協力をよろしく願います。

<参考>

浄化槽サイト_市町村浄化槽整備計画策定マニュアル

http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation_plan_manual.pdf

（２）浄化槽事業における民間活用について

全国的な自治体の財政難、人員やノウハウの不足を解決するため、浄化槽事業においても、先進的な自治体において PFI 事業が実施されている。環境省では浄化槽の PFI 事業に関する情報・知見の整理に加え、PFI 事業の更なる推進手法や新たな官民連携のあり方の検討を進め、平成 26 年 2 月に「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を策定し、浄化槽整備計画の重要性を周知するとともに、浄化槽市町村整備推進事業における市町村負担の軽減法として PFI 事業による民間活用の解説及び事例紹介等を行った。

各地方公共団体におかれては、浄化槽市町村整備推進事業への民間活用を検討していただくため、「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」の周知・活用等に御協力をよろしく願います。

また、環境研究総合推進費により開発された PFI 導入判定ソフト及びその操作マニュアルをホームページ上で提供しているので活用されたい。

<参考>

浄化槽サイト_PFI 導入判定ソフト

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pfi/index.html>

(3) 浄化槽の国際展開について

環境省では、国連持続可能な開発目標に掲げられた国際的な衛生問題の解決のため、国際ワークショップ等による国際ネットワークの構築、官民連携による展開も視野に入れたし尿処理システムの現地技術化や技術移転に向けた課題の検討、アジア太平洋地域の衛生分野の情報共有の国際拠点として発足した日本サニテーションコンソーシアムとの連携等により、日本発の優れた技術である浄化槽等し尿処理システムの普及に向けた一層の取組を展開している。

今年度も昨年度に引き続き、浄化槽等の分散型污水处理システムに関する国際ワークショップを開催する予定である（ミャンマー12月）。また、ミャンマーや中国等で現地調査を実施し、現地に適した分散型污水处理システムの構築方法の検討を行う予定である。

なお、昨年度までの取組で、浄化槽に関する英語資料や視覚教材を作成しており、各地方公共団体におかれては、このような資料もご活用いただき、管内での国際的な取組において浄化槽の紹介を行うなど、浄化槽等し尿処理システムの国際的な展開に向けても御協力をよろしく願います。

<参考>

浄化槽サイト_Night Soil Treatment and Decentralized Wastewater Treatment Systems in Japan

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/wts_full.pdf

4. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換について

し尿のみを処理し、生活雑排水を処理することができない単独処理浄化槽（みなし浄化槽）については、平成12年の浄化槽法改正により、原則として新規に設置することが禁止され、以後の設置基数は緩やかに減少しているものの、平成27年度末現在においても、なお約412万基が残存している状況にある。

既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置の際に支障となる単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成について、平成23年度から施工上の制約により撤去跡地以外での転換を図る場合にも、撤去費への助成が認められるよう要件の緩和措置を講じたところである。各都道府県におかれては、浄化槽整備の助成制度と合わせてこれらの制度を活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するよう、管内市町村へ事業内容の周知と積極的な指導をお願いする。

併せて、省エネタイプの浄化槽を導入し、浄化槽の普及率を増加させるとともに一定割合以上の単独処理浄化槽の転換を行う場合には、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」として、助成率引き上げの対象となることから効果的に活用されるようお願いする。

一方で単独処理浄化槽を設置した住民にとっては、既に水洗化という利便性が確保されており、転換へのインセンティブが働きにくい。「浄化槽行政ブロック会議」で出された意見等から、単独処理浄化槽の実態把握に資する浄化槽台帳の整備や、普及啓発の徹底等の課題を把握している。自治体における実施体制づくりを始め、住民に対する継続的な周知（負担軽減措置の説明含む）や関係団体との協力関係の構築などが重要である。各地方公共団体におかれては、この点も踏まえ市町村での取組が推進されるよう、適切な指導や支援をお願いする。

<参考>

単独処理浄化槽撤去費に関する助成制度の活用

これまで、合併処理浄化槽への転換に対する助成制度の拡充を進めてきており、平成28年度からは、単独処理浄化槽の撤去について、施工上の制約の有無に関わらず、同一敷地内に設置する場合は助成対象としている。既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、各地方公共団体においては、市町村への事業内容の周知等、引き続き、当該制度の活用をお願いする。

（当該制度の概要）

具体的には、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去が必要となる場合においては、以下の対象地域における基準額の特例を適用することにより、撤去費への助成を行うものである。

- ・対象地域：市町村が定める浄化槽整備区域
- ・基準額の特例（助成対象額）：合併処理浄化槽とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。

（現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額とする）

5. 浄化槽の維持管理の強化等について

(1) 法定検査の受検の徹底

浄化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査については、浄化槽がその所期の機能が発揮されていることを公的な第三者機関が検査するものであり、その受検が浄化槽管理者に義務付けられている。年々受検率は向上しているが、平成27年度の受検率は浄化槽設置後に行う第7条検査で92.5%、毎年1回行う第11条検査で39.4%（合併処理浄化槽においては、58.3%）と特に第11条検査の受検率は未だ不十分な状況にあり、受検の徹底が課題となっている。また、都道府県別に見た時に、第11条検査の受検率8割超過が14道県あるのに対し、2割以下が1県あるなど、地域の取組による差が大きくなっている。

このような背景から、平成17年の浄化槽法改正において、法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告及び命令といった都道府県の指導監督に係る規定や、浄化槽の廃止、法定検査の結果等を都道府県が確実に把握できる制度を設けたところである。

このような法改正の趣旨にかんがみ、未受検者に対して指導監督を適切に行うとともに、特に第11条検査の受検率の低い都道府県におかれては、指定検査機関との一層の連携を図りつつ、組織的な維持管理実施のための体制整備や、検査の在り方の改善、浄化槽台帳の精査等、受検率向上のための具体的な方策を早急に講じられるようお願いする。

(2) 効果的・効率的な法定検査体制の構築

浄化槽の信頼性向上のため、水質の保全に関して必要な対応を図ることができる法定検査方法を示すことが必要との考えから、平成17年度以降、法定検査の見直しのあり方について検討を進めているところである。

平成28年2月、効率化検査を実施している都道府県を対象にフォローアップ調査を行うとともに、全国を対象に法定検査に関するアンケート調査を行った。これらの結果も踏まえながら、平成28年1月～3月に「浄化槽の法定検査のあり方に関する検討会」を3回開催し、同年3月に法定検査のあるべき姿として、「効果的・効率的な法定検査の条件」（別添資料参照）をとりまとめた。

各地方公共団体におかれては、これらの条件を満たす法定検査体制の構築に向け、浄化槽管理者の手続きを容易にする取組み（ワンストップサービス等）による負担の軽減や、法定検査受検率向上に向けた施策の実施をお願いする。

(3) BOD 検査の導入等

第11条検査へのBOD検査の導入は、処理状況を数値化するもので、設置者にとってよりわかりやすい検査結果を得られるものであり、設置者の第11条検査への理解を深める

面でも効果的であると考えられる。また、平成 17 年の浄化槽法改正において、BOD による浄化槽からの放流水の水質基準が設けられたこと等を踏まえると、可及的速やかに BOD 検査の導入を図ることが必要と考えられる。

環境省では、法定検査の効率的な推進等を図る趣旨から、平成 7 年 6 月に検査項目、検査方法等の一部を改正して通知したところである。この趣旨に沿って、第 11 条検査に BOD を導入した場合には他の検査項目の一部を軽減できることとしている。これらの制度も活用しつつ、既に、全国 47 都道府県のうち 41 の都道府県では、BOD 検査を導入しており、BOD 検査を未だ導入していない残りの都道府県においても、BOD 検査の早急な導入、及びそのための指定検査機関の体制整備をお願いする。

(4) 台帳整備の推進

自治体において「浄化槽台帳」の整備を進め、浄化槽の設置状況や維持管理状況を把握することは、その適切な維持管理を確保するために有効である。また、東日本大震災においては、地図情報システム (GIS) を活用した浄化槽台帳が被災浄化槽の効率的な復旧に役立ったという事例もある。

このため、先進事例も参考としながら、台帳の電子化や情報管理における関係者の連携、GIS の活用など、台帳の整備及び施策への活用を促進する手法の検討を進めてきた。これらの結果について、平成 26 年 3 月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」として整理し、本年 3 月に、より実態に即した内容となるよう第 2 版として改訂し、浄化槽の適正な維持管理の確保における台帳管理の重要性を周知するとともに、具体的な電子データベースの構築手順として、GIS (地理情報システム) 等の解説やモデル紹介を行った。一方で、自治体における浄化槽台帳システムの導入にあたっては、構築に係る費用及びノウハウ不足のためマニュアルだけでは導入は難しい、業務負担の増加、個人情報取扱い等が導入促進の妨げとなっているといった課題を踏まえ、平成 27 年度に、マニュアルに基づく浄化槽台帳システムの導入をモデル的に支援する事業として「浄化槽情報基盤整備支援事業」を実施した。この事例を「浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例」としてとりまとめたので、各地方公共団体における台帳整備の推進において、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版」と併せて適宜ご活用いただきたい。

<参考>

- ・浄化槽サイト_浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/ledger-introduction-manual.pdf>

- ・浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/pdf/h27-introduction_example.pdf

6. その他

(1) 震災を踏まえた対応について

環境省では、東日本大震災の被害調査結果を踏まえ、平成 22 年 3 月に策定した「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」を第 2 版として、より実務的なマニュアルへ改定を行った（平成 24 年 3 月）。また、東日本大震災において、1 週間程度で設置できる浄化槽の特長を活かし、多くの応急仮設住宅に設置されたことを踏まえ、平成 26 年 2 月に「応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点」をとりまとめた。

平成 27 年 3 月に仙台で行われた第 3 回国連防災世界会議においては、「浄化槽における災害対策」と題するパンフレットの配布等により浄化槽の災害対応についての情報提供を行った。

各地方公共団体におかれては、「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」等の市町村への周知等を含め、浄化槽に係る地域の災害対応力強化に取り組まれない。

<参考>

- ・浄化槽サイト_災害時の浄化槽被害等対策マニュアル
<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/manual04.html>
- ・浄化槽サイト_応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点
<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/makeshifthouse-consideration.pdf>
- ・浄化槽サイト_浄化槽における災害対策
http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj_full.pdf
- ・浄化槽サイト_Disaster Countermeasures for Johkasou
http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj-en_full.pdf

(2) 国土強靱化に関する施策について

平成 26 年 6 月 3 日に国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「国土強靱化基本計画」が閣議決定されたところである。本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」が想定されており、これに対する「事前に備えるべき目標」として「大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る」が設定されている。

これを踏まえ、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧できる特性を持つ浄化槽の普及を促進しつつ、早期復旧に対応できる浄化槽の管理体制の構築を推進することで浄化槽システム全体での更なる強靱化及び信頼性の向上を図ることが必要である。

各地方公共団体におかれても国土強靱化基本計画を踏まえ、GIS を活用した効果的・効率的な管理体制の構築や市町村との連携等、浄化槽システムの強靱化に取り組まれました。

(3) 水循環基本法について

平成 26 年 7 月に「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること（法第一条）」を目的に水循環基本法が施行されたところ。この法律に基づく水循環に関する施策の基本となる計画として平成 27 年 7 月に策定された「水循環基本計画」の中では、生活排水処理施設として健全な水環境の保全に寄与する浄化槽に関する施策も位置付けているので、各地方公共団体におかれては、これらの施策を踏まえた取組の推進をお願いする（別添資料参照）。

(4) 地域住民の環境意識の高揚

近年、国民の環境保全に対する意識が向上しているが、浄化槽の環境保全上や経済的に優れた点に関する知見等については、これまで関係者のみにとどまっており、一般の住民や NPO 等に対しては、必ずしも十分に周知できていないことから、浄化槽に関する様々な情報を発信していくことが重要である。

また、浄化槽等の汚水処理施設が設置されていない家庭等（単独処理浄化槽の家庭を含む）については、当然ながら公共用水域等への汚濁負荷が高くなることから、都道府県はもとより市町村としても網羅的にその状況を把握するとともに、浄化槽の設置等に対して積極的な働きかけを行うことも必要である。

このような、地域での取組は、環境保全活動、環境教育等の活動を行っている NPO 等との連携を強化して行われることが望ましい。

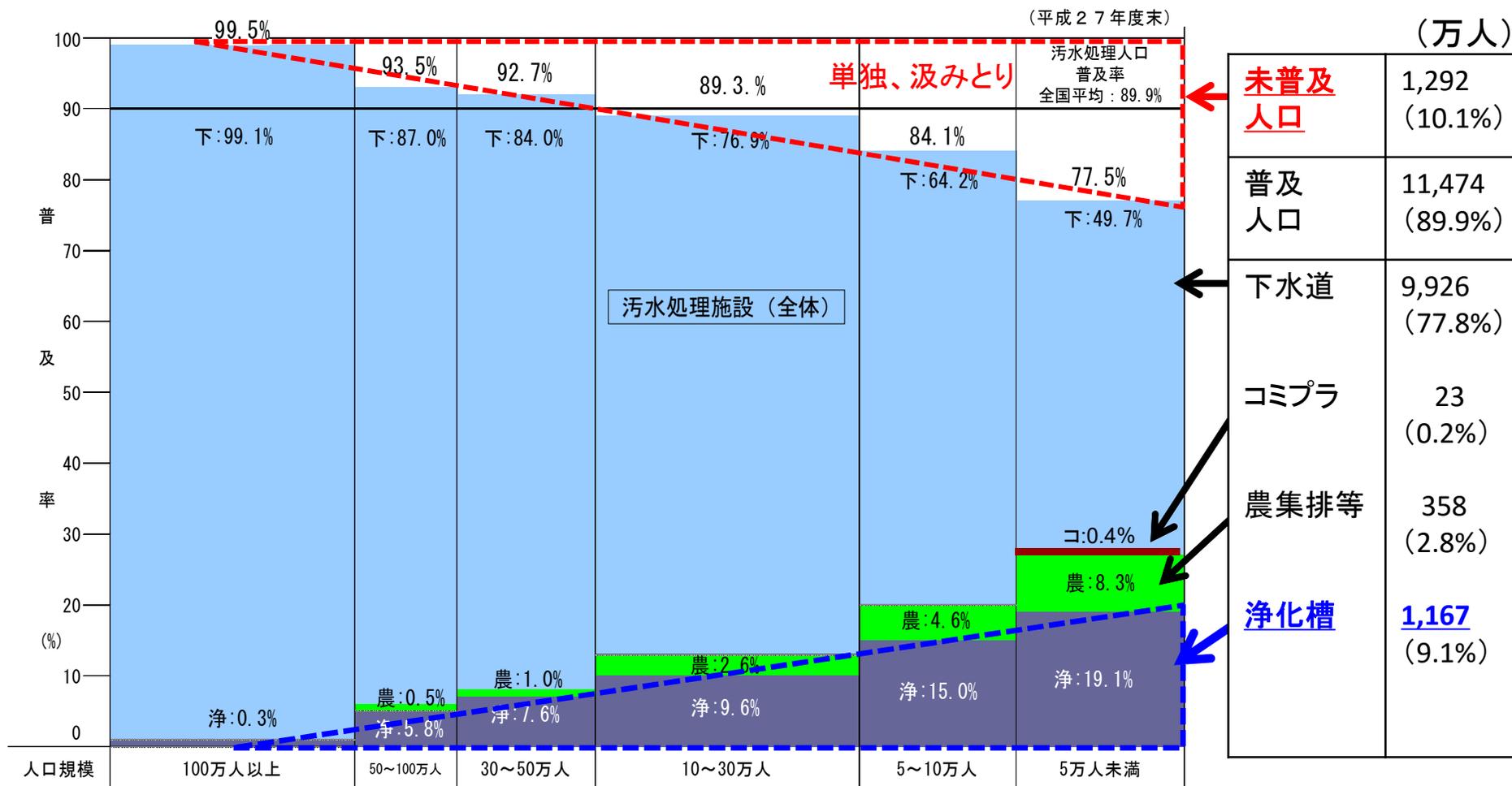
今年度においては、単独転換に積極的に取り組む市町村において、整備促進効果を高めるための取り組みを支援する「地域くらしの水環境整備促進モデル事業」を実施し、その効果検証を行う予定。また、自治体、市民、NPO 等における浄化槽の普及啓発のためのフォーラムや行政会議を引き続き実施する。

各地方公共団体におかれてもその趣旨を御理解の上、御協力をよろしく願います。

資料

都市規模別の汚水処理の普及状況

都市規模別の汚水処理施設の普及状況



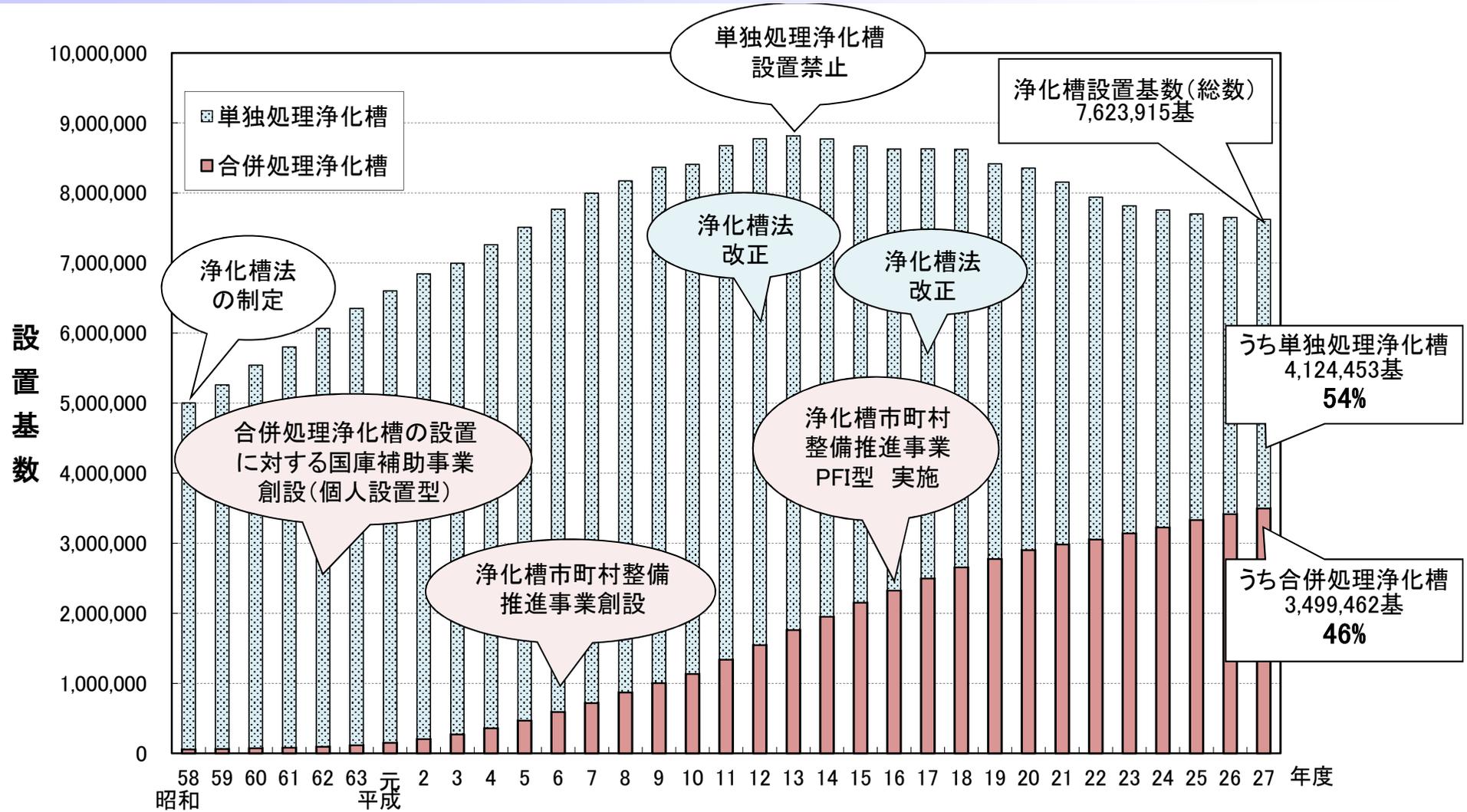
都市規模別汚水処理人口普及率 (平成27年度末)

※東日本大震災の影響で調査不能な11市町村を除いた値。

人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い

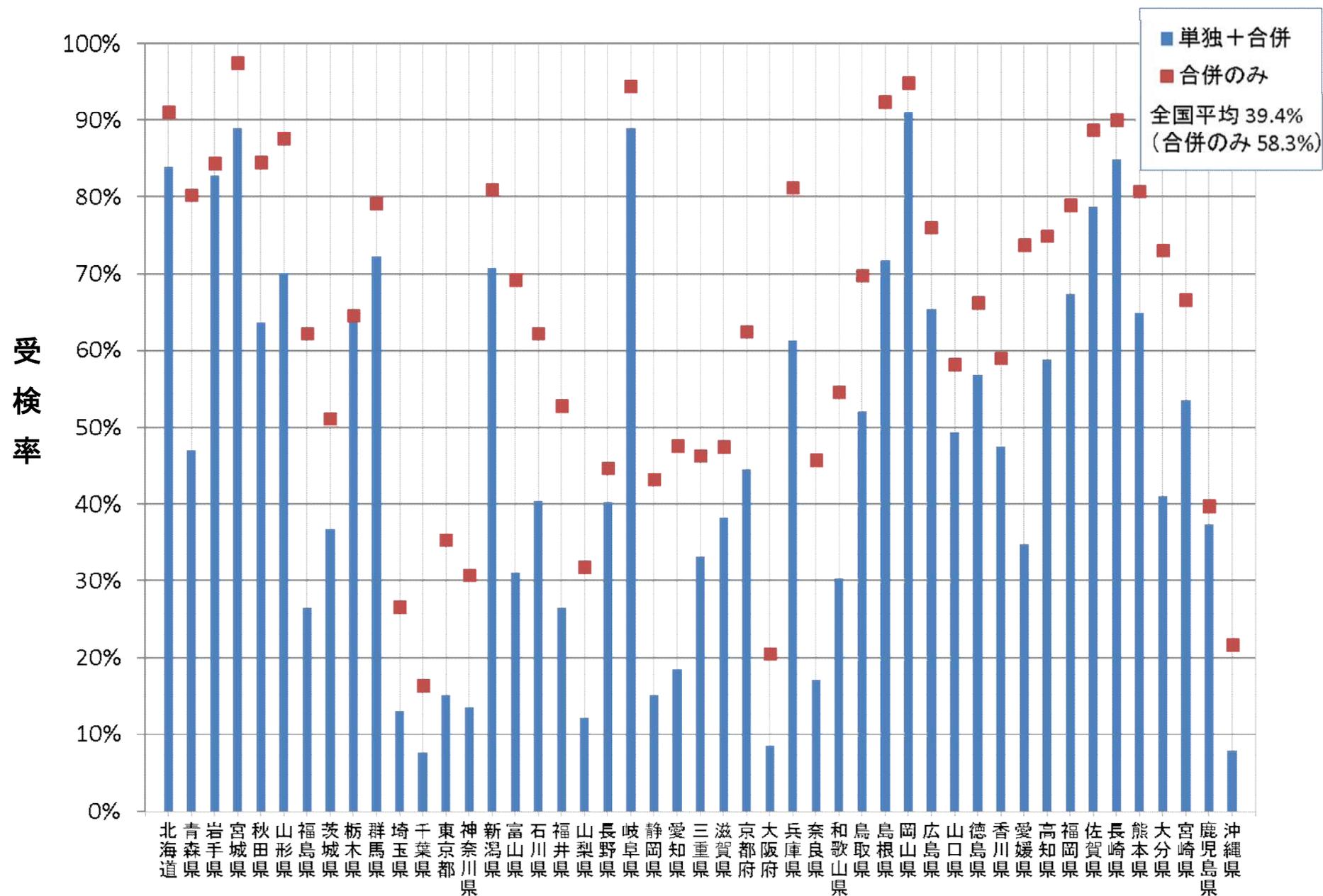
浄化槽の整備状況(平成27年度末)

浄化槽設置基数の推移(～平成27年度末)

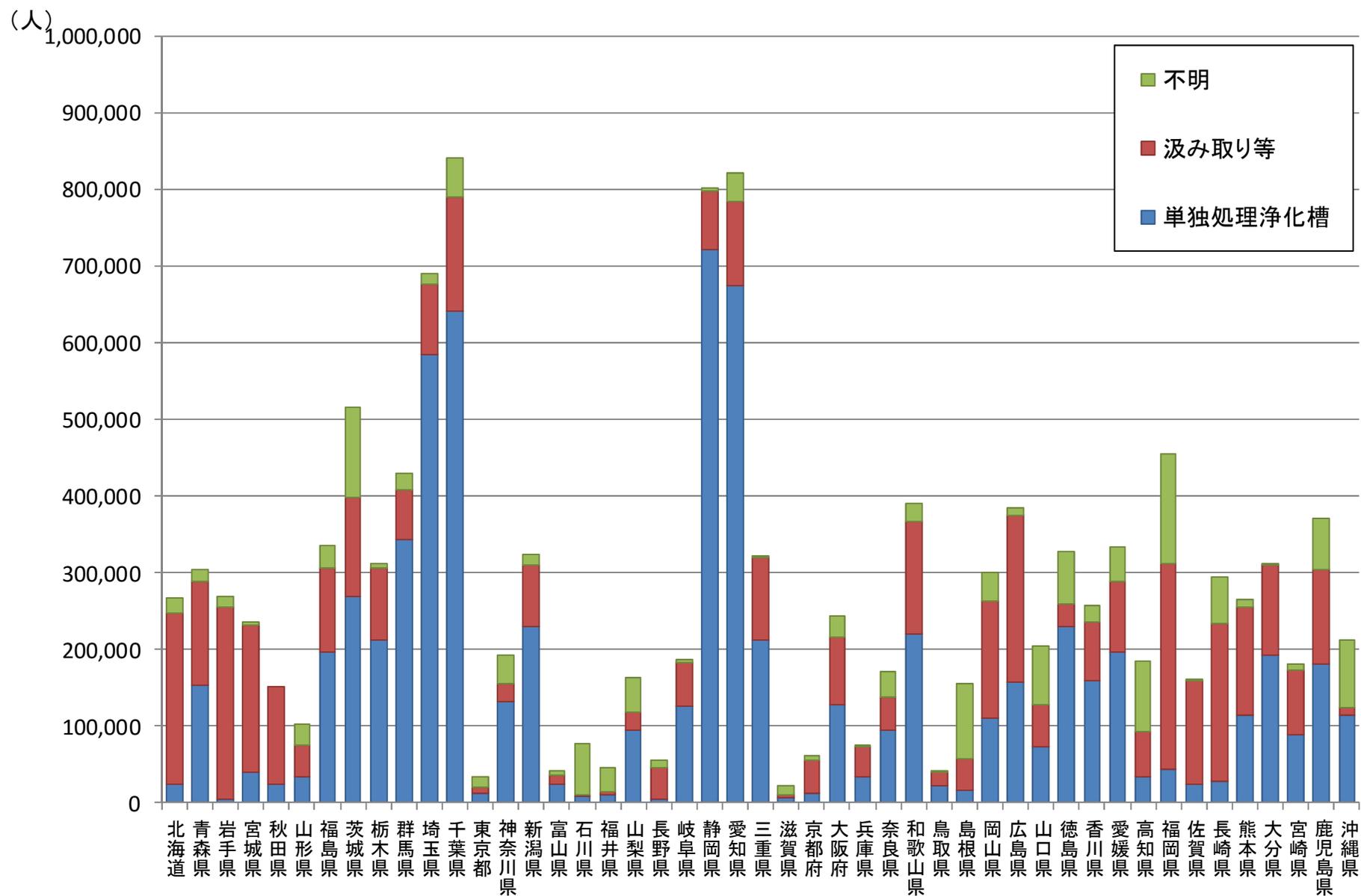


- ・ 合併処理浄化槽の整備促進による水質改善が浄化槽対策の大きな柱
- ・ 新設原則禁止のし尿しか処理しない「単独浄化槽」は未だ412万基残存 (54%)

法定検査受験率の状況(平成27年度末)



汚水処理未普及人口の内訳(H27年度末)



環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業〔個人設置型〕〔市町村設置型〕

背景

- 平成22年度から実施してきた省エネ型浄化槽（低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業（国庫助成率1/2））は、おおむね市場への普及が図られた。
- 平成24年度には「エコマーク浄化槽」が制度化されたが、普及が進まない状況。環境に配慮した浄化槽の更なる普及促進策が必要。
- 東日本大震災では、地震に強い浄化槽の特徴があらためて立証され、浄化槽を活かした防災、減災のまちづくりが期待されている。老朽化した単独槽の転換促進や、浄化槽の面的な整備は、国土強靱化にも寄与。

新たな環境配慮型浄化槽の普及

総合的な推進が必要

単独浄化槽の転換促進
浄化槽を活かした防災まちづくり

事業目的・概要

○環境配慮型浄化槽を推進し、単独転換促進施策、及び防災まちづくりの施策と組み合わせ、総合的に推進する。〔国庫助成率1/2〕

【性能要件】 ①及び②

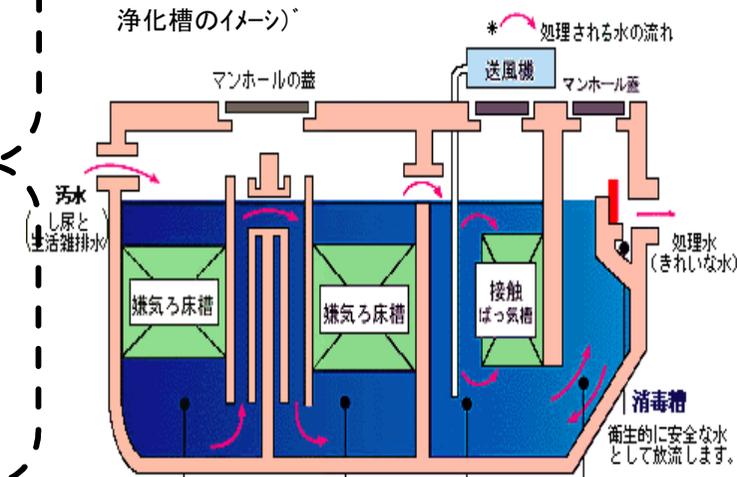
- ①新省エネ基準（従来の省エネ基準比の10%低減、また、新たにリン除去型や、高度処理型浄化槽の省エネ基準も設定）
+
- ②環境性能（コンパクト化、再生プラ材使用、ディスプレイ対応、又は追加省エネ基準）

【設置要件】 ①又は②（※②単独槽設置率40%未満の地域）

- ①本事業による設置基数の1割以上が単独転換〔個人設置〕〔市町村設置〕
or
- ②国土強靱化地域計画、地域防災計画、又は災害廃棄物処理計画に位置づけられた浄化槽の面的整備、地域防災拠点への浄化槽整備〔市町村設置〕

★新省エネ基準値※通常型（旧基準値）

- 5人槽ブロウ出力：47W以下(52W以下)
- 7人槽ブロウ出力：67W以下(74W以下)
- 10人槽ブロウ出力：92W以下(101W以下)
- n人槽ブロウ出力：8.7n+5W以下
（(9.6n+4W)以下）



地方創生推進交付金(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)について

1 目的

「地域再生のための基本指針(平成15年12月19日 地域再生本部決定)」、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」(平成16年5月27日 地域再生本部決定)等を踏まえ、地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度の改革を行い、農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設等の施設を総合的に整備することを可能とすること等によって、効率的な汚水処理施設の普及促進を図ることを目的とする。

2 概要

① 事業主体

- ・ 市町村

② 対象施設

- ・ 汚水処理施設(公共下水道、集落排水施設、浄化槽)
- ・ 道(市町村道、広域農道、林道)
- ・ 港(地方港湾、第一種・第二種漁港)

③ 制度の要件

- ・ 同一の市町村で所管をまたぐ2事業以上の汚水処理施設整備を計画的(5カ年程度)に実施。

④ 交付金の交付

- ・ 市町村が策定した地域再生計画を国が認定した場合、その計画に基づき、年度毎に交付金を交付。

⑤ 制度の特徴

- ・ 一定のエリア内で実施する対象施設の整備について、効率的に整備できるよう、事業間で融通が可能。
- ・ 市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択が可能。

⑥ 予算額

平成29年度	内閣府に約1,000億円を計上(地方創生推進交付金)
平成28年度	内閣府に約1,000億円を計上(地方創生推進交付金)
平成27年度	内閣府に約431億円を計上(地域再生基盤強化交付金)

※ 道、港整備交付金と合わせた額であり、浄化槽分はこの内数

単独処理浄化槽の撤去費の助成について

合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費を助成対象

〈概要〉

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去が必要となる場合においては、以下の対象地域における基準額の特例を適用することにより、撤去費への助成を行う。

注) 助成対象となる単独処理浄化槽については従前「使用開始後30年以内」としていたが、平成22年度より撤廃。

対象地域

市町村が定める浄化槽整備区域

基準額の特例（助成対象額）

合併処理浄化槽とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額とする）

助成内容 助成率 1/3(※)、助成対象 市町村
※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業では1/2

(参考1) 単独処理浄化槽撤去費用（平均）

清掃費（洗浄、消毒等）	29,900円
撤去工事費（掘削等）	24,000円
処分費（産業廃棄物処分）	39,400円
合計	93,300円

(参考2) 内訳について（5人槽の場合（設置費用約90万円、撤去費用9万円））

・浄化槽設置整備事業（個人設置型）

個人負担（6割） 54万円		国庫助成対象(4割)		+	単独浄化槽撤去分 9万円まで	
		地方負担 2/3 24万円	国助成 1/3 12万円		地方負担 2/3 6万円	国助成 1/3 3万円

・浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

個人負担 (1割) 9万円		国庫助成対象(10割)		+	単独浄化槽撤去分 9万円まで	
		地方負担17/30 (51万円) * 地方債充当可能	国助成 1/3 (30万円)		地方負担 2/3 6万円 * 地方債充当可能	国助成 1/3 3万円

(* 地方債の元利償還金の49%は地方交付税措置)



省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業

背景・目的

- 家庭用の小型浄化槽の低炭素化は、近年の高効率ブロワの普及等により急速に進んでいる一方、集合住宅等に設置されている大型浄化槽は、処理工程上で機械設備（ブロワ、水中ポンプ、スクリーン等）が必要となるが、これらの低炭素化への対応は遅れている。
- 既設の大型浄化槽の機械設備を省エネ改修することにより、温室効果ガスの排出削減に大きく寄与するとともに、老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

事業概要

- 101人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO2型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修費について、1/2を補助する。
- 実施期間：平成29年度～平成33年度
- 補助対象：地方公共団体、民間団体

事業スキーム



期待される効果

- エネルギー起源二酸化炭素排出抑制
- 地域の低炭素・自立分散型生活排水処理システムの構築の促進

事業概要

101人槽以上の浄化槽設置状況（H26末）
約82,600基

<参考>うち、公共所有（約12,600基）の内訳



イメージ

大型浄化槽には、好気性微生物へ酸素供給するための送風設備（ブロワ）、混入物を除去するスクリーン、水中ポンプなど、処理工程上様々な電気・機械設備が必要 ↓
エネルギー起源 CO2排出源

大型浄化槽（101人槽～）の省エネルギーシステム導入支援

大型浄化槽の機械設備の例



<スクリーン>



<インバータ制御装置>



○高効率ブロワ等
○インバータ装置、タイマー等の省エネ運転設備
など

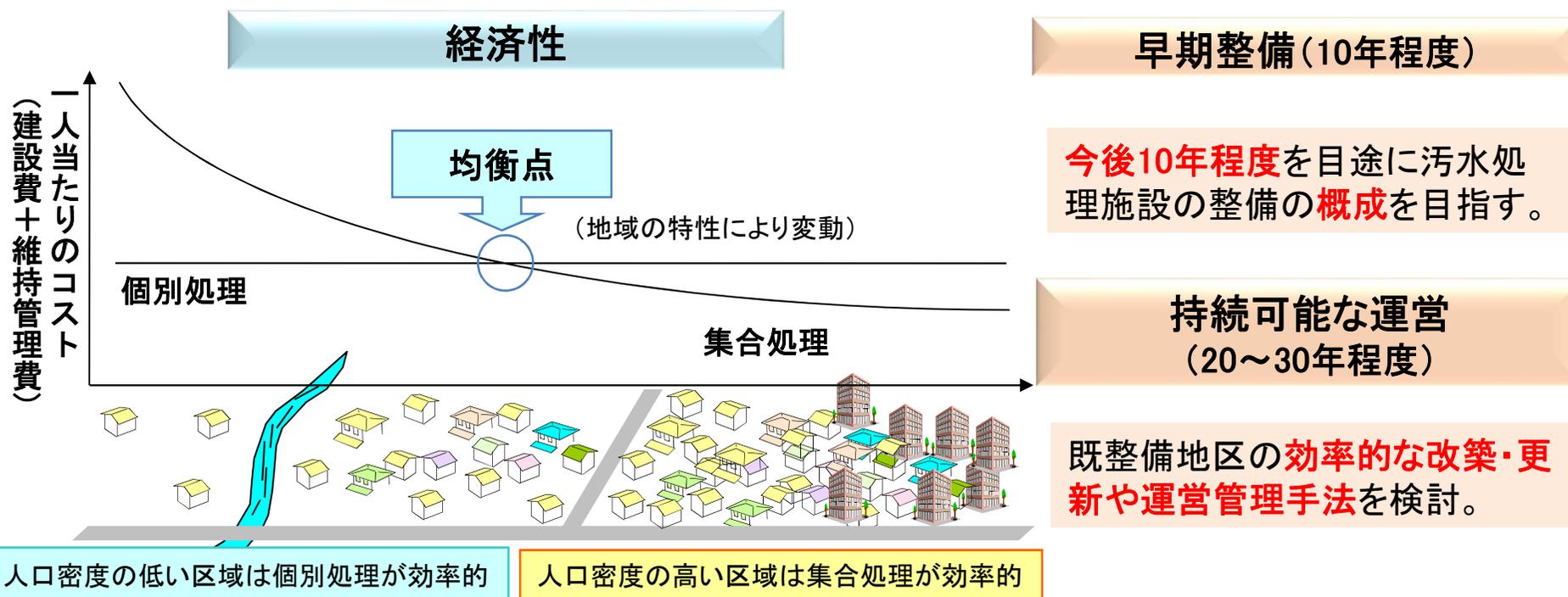
エネルギー起源CO2の排出抑制

都道府県構想の見直し

〇都道府県構想の目的

市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種污水处理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえ、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために、都道府県が市町村と連携して策定（平成7年の3省通知に基づく制度）。

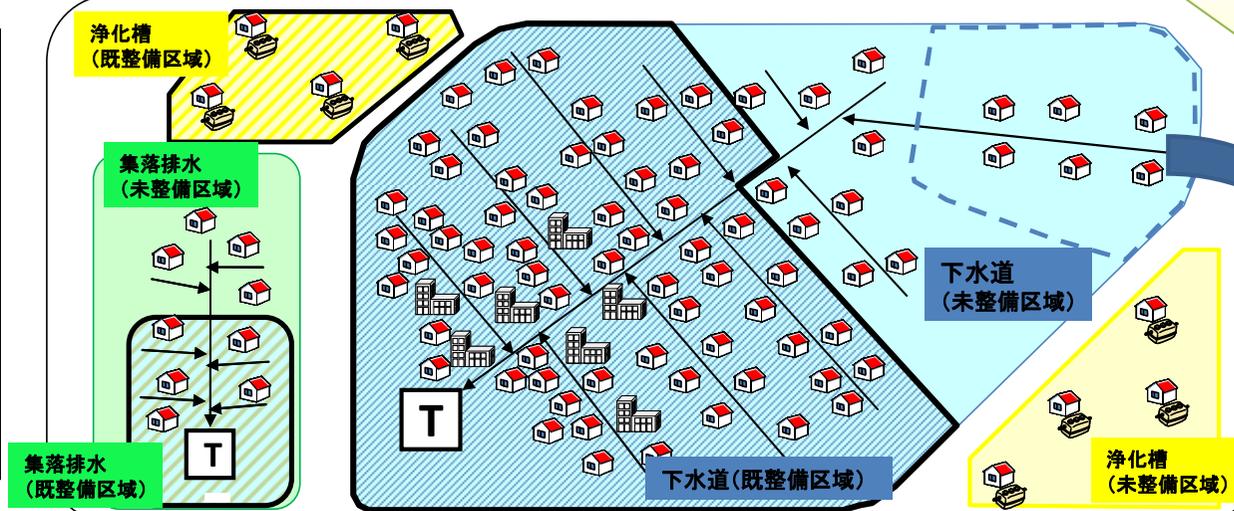
【持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日通知）】
⇒新マニュアルを踏まえ、アクションプランを含めた都道府県構想の平成26年度以降の早急な見直しを推進



期待される今後の浄化槽整備の方向性（例）

汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案した整備手法の選定

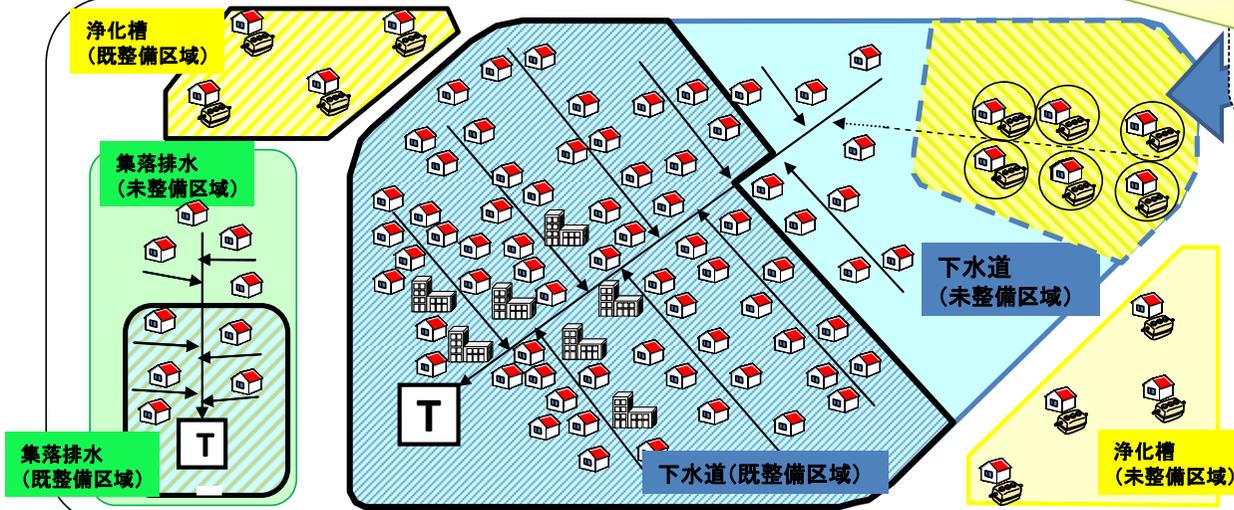
汚水処理手法の選定 整備区域の設定



①人口減少等社会情勢の変化を踏まえた見直しが実施され、集合処理計画区域が浄化槽区域に見直し

時間軸を考慮した汚水処理施設の早期概成を目標とした整備計画の検討

10年間の概成を目指したアクションプラン



②早期概成の観点から集合処理の整備に10年以上要する地域を浄化槽区域に見直す場合も。

整備区域の凡例
 下水道
 集落排水
 浄化槽

都道府県構想

特に、集合処理から浄化槽に見直しを行った区域については、市町村設置型を実施することにより、住民の同意を得て事業を進めることが可能となる。

都道府県構想策定マニュアル要旨①

都道府県構想策定マニュアル

○ 人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の徹底した見直しを加速させるため、汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一して作成した初のマニュアル。

- ①時間軸の観点を盛り込み、中期(10年程度)での早期整備と共に、長期(20～30年)での持続的な汚水処理システム構築を目指す。
- ②中期的なスパンとしては、汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込み、10年程度を目途に汚水処理の「概成」を目指した、より弾力的な手法を検討する。
- ③長期的なスパン(20～30年程度)では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。
- ④整備・運営管理手法については、住民の意向等の地域のニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利活用の可能性、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討した上で選定する。

浄化槽室HPにマニュアル公開：<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/prefectures/index.html>



都道府県構想策定マニュアル要旨②

● 都道府県構想策定手順・マニュアルの構成

I 本編

第1章 総論

第2章 策定方針の決定・基礎調査の実施

・都道府県から計画見直しに関する方針の提示

第3章 検討単位区域の設定

第4章 処理区域の設定

・人口減少等社会情勢の変化を勘案し、集合から個別へ見直し

第5章 整備・運営管理手法の選定

第6章 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定

・市町村設置を積極的に検討

第7章 汚泥処理の基本方針・計画

第8章 都道府県構想策定時の住民関与と進捗状況等の見える化

II 事例集

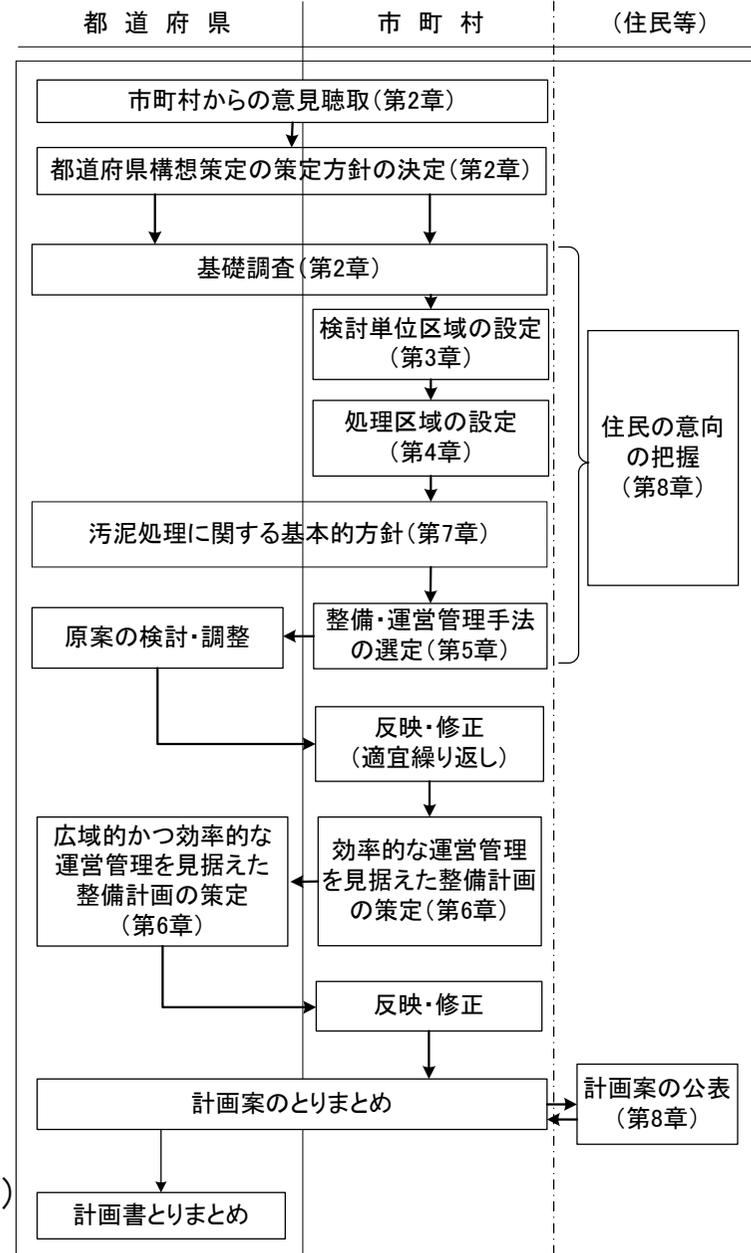
先進的な事例等、策定にあたって参考となる事例

- ・茨城県:「森林環境税」の一部を浄化槽の整備促進に利用
- ・静岡県富士市:GISを活用した浄化槽台帳の整備
- ・大阪府富田林市:PFI事業による官民が連携した浄化槽の整備
- ・埼玉県:平成37年までに普及率100%を目指し構想を見直し

III 資料編

マニュアルに提示した資料の根拠や目標値のベンチマーク(指標)に関する資料等(浄化槽の使用実績を「30年～50年」に)

(都道府県構想策定フロー)



市町村浄化槽整備計画策定マニュアルの概要

(背景)

- ・ 汚水処理普及率が低い小規模市町村における早急な浄化槽整備の必要性
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業の実施にあたって市町村のコスト負担がある

(目的)

- ・ 市町村における浄化槽整備計画策定の重要性の周知
- ・ 市町村設置事業の負担軽減に向けたPFI等の民間活用手法の提案

※平成26年2月作成・情報共有

○浄化槽整備区域の設定

- ・ 生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画
- ・ 浄化槽の整備手法・計画

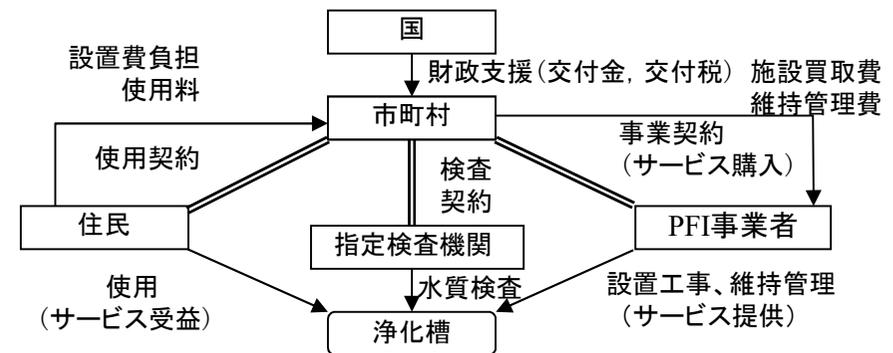
○市町村設置型による事業計画

○民間活用

- ・ 浄化槽PFI事業の導入
- ・ PFI手法以外の民間活用手法
- ・ PFI事業可能性評価ソフト
- ・ 市町村設置事業・浄化槽PFI事業のモデル検討事例

浄化槽整備のPFI事業の枠組み

《PFIによる浄化槽整備実施自治体: 15市町》



- ・ PFI事業では、民間の資金調達と優れた技術やノウハウを発揮することが期待される
- ・ PFI手法の導入による事業費の削減、住民サービスの向上、市町村職員負担の抑制

浄化槽の国際展開について

衛生施設へアクセスできない人口 (2011): 25億人 WHO/UNICEF(2013)より

①し尿処理に関する現地調査及び日本の污水処理技術の情報発信

- 日本サニテーションコンソーシアム(JSC)や国際協力機関(JICA)との連携
- し尿処理に関する現地調査及び日本の分散型し尿処理システムの情報発信



<特長>早く省スペースで設置でき、処理水質が良い

②分散型污水処理技術の国際展開の方向性や具体化に関する検討

- 世界の污水処理に精通する学識経験者等をメンバーとする検討会を設置し、分散型污水処理技術の国際展開における課題への対応や今後の方向性を検討

③分散型污水処理技術の国際普及基盤整備に向けた人材育成

- 途上国の行政担当者等に対し、国内の専門家による研修プログラムを実施し、浄化槽導入の効果及び個別処理の利便性・必要性の理解を促す

途上国における問題

- し尿処理の技術・体制が不十分
- 汚泥の有効な処分を行っていない
- 衛生上の問題による健康被害

上記課題等を解決するため、東南アジア等の途上国において、浄化槽等日本のし尿処理システムの普及を促進する。

国連持続可能な開発目標(SDGs)に貢献し途上国等の水環境の向上に寄与する。

効果的・効率的な法定検査の条件

(出典：平成 27 年度 浄化槽の法定検査の見直しに関する調査検討業務より)

1. 法定検査の目的達成

- 検査結果の活用（不適正の改善対応など）
- 行政の監督・監視体制の確立
- 指定検査機関による行政及び業者の支援（中核的役割の醸成）

2. 該当者全員が受検する体制の確保

- 効率的な情報管理体制（浄化槽台帳システムなど）
- 地域条件に応じた検査体制の確保
- 浄化槽の信頼性を高める取り組み（行政、指定検査機関及び業者連携の下）
- 管理者の手続きのしやすさ（ワンストップサービス or 窓口を 1 つ）

3. 検査の信頼性の確保

- 検査方法の信頼性確保（第三者性の確保、クロスチェックの導入など）
- 指定検査機関の信頼性確保（外部評価の実施）

浄化槽システム強靱化事業費

～台帳システム整備による浄化槽の管理基盤の強化～

平成29年度予算額: 16百万円 支出予定先: 民間団体等

課題

- ・浄化槽の災害対応及び平時の維持管理の信頼性を確保するため、管理体制の強化が必要
- ・人口減少等の社会情勢を踏まえ、個別分散型処理で災害に強い特性を持つ浄化槽の更なる整備が必要

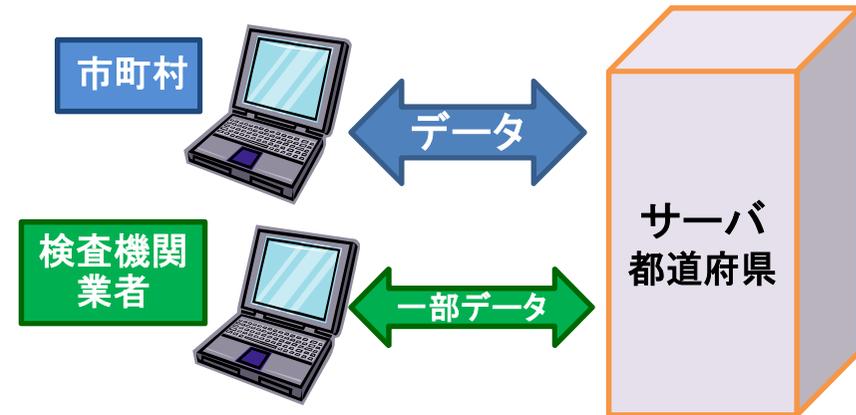
GISを活用した台帳システム整備の効果

- | | |
|-----|---|
| 災害時 | ・被害状況を迅速かつ正確に把握できる
・浄化槽の被災状況を視覚情報として共有できる
⇒被災浄化槽の早期復旧等に貢献する |
| 平常時 | ・設置状況を視覚的かつ正確に把握できる
⇒維持管理体制の適正化が図られる
⇒浄化槽の普及促進や単独転換施策に役立つ |

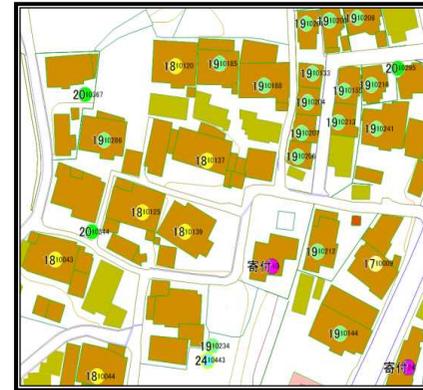
<事業内容>

- ① 浄化槽台帳システムの新たな利活用に関する調査検討
- ② より効果的な法定検査体制の構築手法の検討
- ③ 浄化槽台帳システムの災害対応力強化に関するモデル事業

浄化槽台帳システムの構築イメージ



GISによる浄化槽の設置状況の可視化



浄化槽台帳システムによる浄化槽の管理基盤の強化を図ることにより、浄化槽システム全体での更なる強靱化及び信頼性の向上を目指す。

浄化槽情報基盤整備支援事業費

～浄化槽台帳システムの導入支援及び実例に基づく課題整理～

平成29年度予算額:50百万円 支出予定先:民間団体等

背景

- 浄化槽の単独転換対策や適正な維持管理の確立や災害対応力の強化に向けて、関係者間での効率的かつ正確な浄化槽情報の管理を可能とする浄化槽台帳システムの整備が必要。
- 浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」を作成したところ。

浄化槽台帳システムの普及にあたっては、
構築に係る費用及びノウハウの不足が導入促進の妨げの一つ

事業内容

「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」に基づく浄化槽台帳システムの導入に前向きな地方自治体に対し、浄化槽台帳システムの導入支援を行った上で、実例に基づく導入時及び導入後の課題を整理。

目標

- 他の自治体の浄化槽台帳システムに関する課題解決への波及効果
- 浄化槽の単独転換対策や適正な維持管理の確立、災害対応力の強化を図る



浄化槽の廃止確認と台帳整理

届出により確認された廃止基数		78,583		
単独	集合処理施設への接続	52,164	37,944	
	浄化槽への切替(単独→合併)		8,442	
	家屋廃止		3,984	
	その他		1,794	
合併	集合処理施設への接続	26,419	22,004	
	浄化槽への切替(合併→合併)		1,207	
	家屋廃止		1,463	
	その他		1,745	
届出以外の事由で確認された廃止基数		66,526		うち台帳整理による把握
単独	集合処理施設への接続	51,577	29,481	(19,661)
	浄化槽への切替(単独→合併)		2,859	(1,823)
	家屋廃止		8,220	(5,235)
	その他		11,017	(8,947)
合併	集合処理施設への接続	14,949	7,615	(5,003)
	浄化槽への切替(単独→合併)		391	(196)
	家屋廃止		978	(580)
	その他		5,965	(2,187)

計43,632基

出典)平成28年度浄化槽の指導普及に関する調査より

- 起きてはならない最悪の事態 -

- 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態



事前に備えるべき目標

- 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備するため、事前の備えが必要

水循環基本法の概要

目的 (第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

定義 (第2条)

1. 水循環

→水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

2. 健全な水循環

→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

基本理念 (第3条)

1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務 (第4条～第7条)

○関係者相互の連携及び協力 (第8条)

○施策の基本方針 (第9条)

○水の日 (8月1日) (第10条)

○法制上の措置等 (第11条)

○年次報告 (第12条)

水循環基本計画 (第13条)

基本的施策 (第14条～第21条)

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環政策本部 (第22条～第30条)

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組
織

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長 : 内閣官房長官

水循環政策担当大臣

本部員 : 全ての国务大臣

水循環基本計画の浄化槽関連部分抜粋

【総論】

○下水道、集落排水施設、浄化槽等の汚水処理施設の普及や工場等の排水規制の強化や地下浸透規制の導入に伴い、河川、湖沼、地下水等の水質は、公共用水域全体としては改善してきた。

【第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策】

○都道府県構想策定マニュアルに基づく汚水処理施設整備

～生活排水対策として、持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水道、集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での計画的な実施を促進する。

○単独転換の促進

～みなし浄化槽（いわゆる単独処理浄化槽）から浄化槽への転換について、転換費用の支援や広報活動により推進を図るとともに、更なる転換促進のための検討を進める。

○高度処理型浄化槽の普及促進

～湖沼や閉鎖性海域等における水質改善に向け、既存の下水道施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的高度処理を含む高度処理の導入や高度処理型の浄化槽の普及等を推進する。また、面源対策等の促進のため、各主体や地域が連携したより効果的な水質改善への対応策を検討する。

○浄化槽放流水による水辺空間の創出・回復

～再生水・浄化槽放流水を利用した河川や水路への導水等により、水辺空間の創出・回復を推進する。

○浄化槽システムの低炭素化

～浄化槽における使用エネルギーの低減に向け、低炭素型浄化槽の普及推進や浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた取組を実施する。

○浄化槽などの国際展開

～下水道や浄化槽など日本で発展してきた生活排水処理システムの国際普及や国際基準化を図る。